

教職第 2348 号

平成 31 年 3 月 25 日

各道立学校長 様

総務政策局教職員課服務担当課長

道立学校における学校閉庁日の設定について（通知）

このことについては、昨年 3 月に策定した「北海道アクション・プラン」の取組の一つとして掲げるとともに、平成 30 年 3 月 28 日付け教職第 2547 号教職員課服務担当課長通知に基づき、今年度から実施したところでありますが、各学校が今後の計画を立て易いよう、平成 31 年度の基本設定期間及びその翌年から 3 年間の予定を作成するとともに、同通知の別紙「道立学校における学校閉庁日の設定について」の一部を改正しましたので、通知します。

道教委では、学校閉庁日は、職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持することを目的として実施するものであり、学期中は多忙な教職員が長期休業期間中にしっかりと休養を取り、心身をリフレッシュして体調を整えることは、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うためにも意義のあるものと考えていることから、次年度以降もその目的に沿って学校閉庁日を設定するとともに、所属職員に対してあらためて学校閉庁日の趣旨を説明するなどして、職員全体で共通理解を図りながら、取組を推進してください。

なお、別添のとおり質疑応答集を作成しましたので、取組の参考にしてください。

（働き方改革グループ）

## 別紙 1

### 道立学校における学校閉庁日の設定について

#### 1 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

#### 2 設定期間

(1) 夏季休業期間については、8月15日前後の、週休日及び祝日以外の日に3日間設定することを基本（以下「基本設定期間」という。）とするが、学校の実情に応じて基本設定期間以外の日に設定することもできることとする。

なお、平成31年度の基本設定期間及びその翌年から3年間の予定については、別紙2のとおりとする。

(2) 冬季休業期間については、年末年始の休日を全道統一の学校閉庁日とする。

(3) 長期休業期間においては、上記（1）及び（2）以外の日についても、学校の実情に応じて、学校閉庁日を設定することもできることとする。

#### 3 服務上の取扱い等

(1) 学校閉庁日は、年末年始の休日を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

(2) 年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。

(3) 年次有給休暇等の取得を希望しない職員が出勤する場合、玄関の開錠・施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

(4) 学校閉庁日は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」等に基づき、部活動休業日であることから、部活動を行うことができないこと。

(5) 道教委は、職員が休暇等を取得しやすい環境を整備するため、次の取組を行う。

ア 夏季休業期間における基本設定期間及び冬季休業期間の年末年始の休日

- ・研修事業等を設定しないこと
- ・学校に対してメールや郵便物等を送付しないこと

イ 当該期間及びその前後

- ・調査の締切を設定しないこと
- ・部活動関係団体や競技団体に対して、大会開催を避けるよう働きかけを行うこと

(6) 各学校は、次年度の行事予定を作成するとき、あらかじめ学校閉庁日を設定し、学校行事等を設定しないようにするなどして、学校閉庁日に児童生徒が登校することがないように調整し、可能な限り全職員が休暇等を取得しやすい環境を整備すること。

#### 4 学校閉庁日の取組についての問合せ先

総務政策局教職員課働き方改革グループ（TEL:011-206-6804）

#### 5 実施報告

別途通知する。

